# 人事委員会年報

平成30年度

兵庫県人事委員会

# 目 次

I 組	織及び運営	1
1 ,	人事委員会	
(1)	7 1 7 2 2 7 1 2 7	
(2)		-
(3)	人事委員会の構成	1
(4)	7 1 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_
(5)		
(6)	110 4 774 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
2	事務局	
(1)		
(2)		
(3)	分掌事務	9
Ⅱ事	業の概要	
	職員の任用	
(1)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2)		
(3)		
2 1	職員の給与	
(1)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(3)		
(4)	,,,,, · · · · · · · · · · · · · · · ·	
*	平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について	
3 1	職員の利益保護	
(1)	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
(2)		
(3)	職員の苦情の処理	31
(4)		
4	職員団体	
(1)	職員団体の登録	33
(2)		
5	労働基準監督機関の職権行使	
(1)		
(2)	7177-1177	
	退職管理	
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	38

#### I 組織及び運営

#### 1 人事委員会

#### (1) 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例(昭和26年条例第23号)により、昭和26年6月11日に設置された。

#### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである(法第8条第1項)。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置 を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

#### (3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され(法第9条の2第1項)、委員は議会の同意を得て知事が選任する(法第9条の2第2項)。

委員の任期は4年(法第9条の2第10項)で、委員は次のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	摘要
委員長	太田和成	常勤	28. 4. 1 $\sim$ 30. 6.30	
			30. 7. 1 $\sim$ 31. 3.31	
委 員	竹 田 佑 一	非常勤	$23.10.12 \sim 27.10.11$	委員長職務代理者
			$27.10.12 \sim 31.10.11$	
委 員	鈴木尉久	非常勤	29. 10. 13 $\sim$ 33. 10. 12	

## (4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する(法第10条)。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する(法第11条)。

人事委員会の平成30年度の会議は23回、議案等の内訳は議案88件、協議事項1件、報告事項54件、 計143件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	M谷は次のとわりである。 議 案 等
1582	30. 4. 10	(議案)
1002	00. 1.10	1 議事録の承認を求める件
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件
		- 一人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定の件—
		3 専決処分をしたものにつき承認を求める件
		一職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則制定の件一
		4 専決処分をしたものにつき承認を求める件
		―職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件―
		5 採用選考の件
		「報告事項」 1 アドスの矢座と東委員会矢根について
		1 平成29年度人事委員会年報について 2 平成29年度における採用説明会の実施結果等について
		3 平成29年度第3回兵庫県警察官採用試験の実施結果等について
		4 平成30年度人事異動について
		5 任命権者が行った処分について
1583	30. 4. 20	[議 案]
1000	50. 4. 20	1 議事録の承認を求める件
		2 採用選考の件
		3 平成30年職種別民間給与実態調査要綱決定の件
		4 平成30年職員給与実態調査要綱決定の件
		<ul><li>〔報告事項〕</li><li>1 平成30年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者第1回選考試験の実施について</li></ul>
		2 民間給与実態調査等に関わる要請書等について
1584	30. 5. 10	〔議 案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 3 平成30年度兵庫県職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件
		4 平成30年度兵庫県職員行政A (大卒程度)・資格免許職採用試験実施要綱決定の
		件
		5 平成30年度獣医師採用選考試験実施要綱決定の件
		〔報告事項〕
		1 任命権者が行った処分について
1585	30, 5, 18	2 県民の信頼の確保と厳正な規律の保持について 〔議 案〕
1909	00. 0. 10	1 議事録の承認を求める件
		2 選考によって採用することができる職の指定の件
		3 平成30年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件
		[報告事項]
		1 平成30年度第1回兵庫県警察官採用試験(第1次試験:教養・論文試験)の実施
		状況について

1586	30. 6. 22	(議案)
		1 議事録の承認を求める件
		2 採用選考の件 (京本紀年) 校田計覧(京本紀年) 校田計覧(京本紀年)
		3 平成30年度兵庫県職員行政B(高卒程度)採用試験実施要綱決定の件
		[報告事項]
		1 平成30年度兵庫県職員行政Bガイダンスの実施について
		2 平成30年度兵庫県職員行政A(大卒程度)・資格免許職採用試験等の申込状況に
		ついて
		3 大学等での採用説明会(上期)の実施結果について
		4 任命権者が行った処分について
1587	30. 6. 29	〔議  案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 委員長選挙の件
		3 委員長職務代理者指定の件
		4 平成30年度兵庫県職員行政A (大卒程度) 採用試験筆記試験合格者決定の件
1588	30. 7. 4	〔議 案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 平成30年度兵庫県職員資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件
		3 平成30年度獣医師採用選考試験合格者決定の件
		4 職によって採用することができる職の指定の件
		5 柏原赤十字病院職員を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件
		〔報告事項〕
		1 平成30年度第1回兵庫県職員採用選考試験の申込状況について
		2 平成30年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者第1回目実施状況等について
1589	30. 7. 31	〔議 案〕
1000		1 議事録の承認を求める件
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件
		一採用選考の件一
		3 採用選考の件
		4 平成30年度兵庫県職員行政A(大卒程度)採用試験1次面接試験合格者決定の
		件
		5 平成30年第1回兵庫県職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件
		6 平成30年第1回兵庫県職員採用選考試験(警察事務職(情報管理員)等)合格
		者決定の件
		[報告事項]
		1 2018年度兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ等について
		2 任命権者が行った処分について
1500	20.00	[議 案]
1590	30. 8. 6	
		2 平成30年度兵庫県職員資格免許職採用試験1次面接試験合格者決定の件   「おけまで)
		報告事項
		1 平成30年度兵庫県職員行政Bガイダンスの開催結果について

1591	30. 8. 30	〔議 案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件
		- 採用選考の件- 3 平成30年度兵庫県職員行政A (大卒程度) 採用試験最終合格者決定の件
		4 平成30年度兵庫県職員経験者採用試験実施要綱決定の件
		[報告事項]
		1 平成30年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の第2回目実施結果等に
		ついて
		2 平成30年度第1回兵庫県警察官採用試験の実施結果について 3 平成30年人事院勧告について
		4 2018年給与勧告等に関する要請書等について
		5 任命権者が行った処分について
1592	30. 9. 5	〔議  案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 平成30年度兵庫県職員資格免許職採用試験最終合格者決定の件   3 平成30年度兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件
1593	30. 9. 13	[議 案]
1030	00. 0. 10	1 議事録の承認を求める件
		2 採用選考の件
		3 柏原赤十字病院職員を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者決定の件
		4 平成30年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱 決定の件
		[報告事項]
		1 平成30年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果について
		2 2018年兵庫県人事委員会勧告に対する申入れについて
		3 平成30年度兵庫県職員行政B(高卒程度)採用試験の申込状況について
		4 平成30年秋の定期人事異動について<警察> 5 任命権者が行った処分について
1594	30. 10. 10	[議案]
1034	50. 10. 10	1 議事録の承認を求める件
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件
		一採用選考の件一
		3 平成30年度兵庫県職員行政B(高卒程度)採用試験筆記試験合格者決定の件
		〔協議事項〕   1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いについて
		[報告事項]
		1 平成30年度職員勤務実態調査の実施について
		2 任命権者が行った処分について
1595	30. 10. 29	議案
1500	00.11.0	1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について
1596	30. 11. 6	(議 案) 1 議事録の承認を求める件
		1 議事録の承認を求める件   2 平成30年度兵庫県職員行政B(高卒程度)採用試験最終合格者決定の件
		[報告事項]
		1 平成30年度兵庫県職員経験者採用試験筆記試験の受験状況について
		2 平成30年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の申込状
		況について
		3 平成30年都道府県人事委員会勧告の状況について
		4 任命権者が行った処分について

1597	30, 11, 16	〔議 案〕		
1391	50. 11. 10	1 議事録の承認を求める件		
		2 平成30年度兵庫県職員経験者採用試験筆記試験合格者決定の件		
		[報告事項]		
		1 平成30年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の第3回目実施結果等		
		について		
		2 平成31年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の実施予定について		
		3 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて		
		4 平成28年(不)第2号事案に係る処分取消訴訟の判決について		
		5 任命権者が行った処分について		
1598	30, 12, 5	[議 案]		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 審査請求の受理及び審査長の指名の件		
		3 平成30年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者		
		決定の件		
		4 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件		
		[報告事項]		
		1 平成30年度兵庫県職員ガイダンスの開催結果について		
1500	00 10 10	2 任命権者が行った処分について		
1599	30. 12. 19	(議 案)		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考の件		
		3 平成30年度兵庫県職員経験者採用試験最終合格者決定の件		
		4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件		
		5 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の		
		一部を改正する規程制定の件		
		「報告事項」		
1000	01 1 10	1 任命権者が行った処分について		
1600	31. 1. 10	(議 案)		
		1 議事録の承認を求める件 2 平成30年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件		
		[報告事項]		
		1 人事行政の運営等の状況について		
1001	01.0.5	2 任命権者が行った処分について		
1601	31. 2. 5	(議 案) 1 議事録の承認を求める件		
		1		
		[報告事項]		
		1 平成31年度兵庫県警察官採用試験について		
		2 平成30年度第2回兵庫県職員採用選考試験の受験状況について		
		3 任命権者が行った処分について		

1602	31. 2. 18	〔議 案〕
1002	01. 2. 10	1 議事録の承認を求める件
		2 採用選考の件
		3 平成30年度第2回兵庫県職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件
		4 平成30年度第2回兵庫県職員採用選考試験(機械職等)合格者決定の件
		5 職員の給与等に関する条例等一部を改正する条例の制定に伴う意見の件
		6 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の
		一部を改正する規程制定の件
		〔報告事項〕
		1 平成30年度職員勤務実態調査の結果報告について
		2 平成30年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の結果について
		3 公務労協地方公務員部会等から全人連への要請について
		4 任命権者が行った処分について
1603	31. 3. 8	〔議  案〕
		1 議事録の承認を求める件
		2 職員団体の登録の件
		3 任期付職員の採用承認の件
		4 平成30年度第2回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件
		5 2019年度兵庫県職員採用試験等実施日程決定の件
		6 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改
		正する規則制定の件
		7 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の
		一部を改正する規程制定の件
		8 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則の一部を改正する規則制
		定の件
		〔報告事項〕
		1 平成31年春の定期人事異動について〈警察〉
		2 任命権者が行った処分について
1604	31. 3. 19	[議 案]
		1 議事録の承認を求める件
		2 事務局職員の任免及び異動の件
		3 採用選考の件
		4 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

# (5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が平成30年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

## ア規則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概要
(平成30年) 第8号	30. 12. 20	職員の給与に関する規則等の一部を 改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定に伴い、所要の整備 をしたもの
(平成31年)			
第1号	31. 3. 22	職員の給与に関する規則及び公立学 校教育職員等の給与に関する規則の 一部を改正する規則	
第2号	31. 3. 22	職員の自己啓発、社会貢献等のための 休業に関する規則の一部を改正する 規則	学校教育法の改正に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	31. 3. 29	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者から、新たに職員を派遣する予 定の団体がある旨報告があったこと等 に伴い、所要の整備をしたもの
第4号	31. 3. 29	職員の管理職手当に関する規則及び 管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則	行政組織規則の一部改正に伴い、所要の 整備をしたもの
第5号	31. 3. 29	超過勤務に関する規則の一部を改正 する規則	労働基準法の一部改正に伴い、職員の超 過勤務時間の上限について所要の整備 をしたもの
第6号	31. 3. 29	人事委員会事務局組織規則の一部を 改正する規則	事務執行体制の整備を図るため、組織について所要の整備をしたもの
第7号	31. 3. 29	人事委員会事務局文書管理規則の一 部を改正する規則	人事委員会事務局の組織改正に伴い、所 要の整備をしたもの
第8号	31. 3. 29	人事委員会事務局職員の勤務時間に 関する規則の一部を改正する規則	職員が多様な勤務形態を選択すること ができるよう、職員の勤務時間について 所要の整備をしたもの

## イ 告示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概要
(平成30年)			
第3号	30. 12. 20	職員の給与に関する実施規程及び公	職員の給与等に関する条例等の一部を
		立学校教員職員等の給与に関する実	改正する条例の制定等に伴い、所要の改
		施規定の一部を改正する規程	正をしたもの
(平成31年)			
第1号	31. 3. 19	職員の給与に関する実施規程及び公	警察本部の職制の改廃等に伴い、所要の
		立学校教育職員等の給与に関する実	改正をしたもの
		施規程の一部を改正する規程	
第2号	31. 3. 22	職員の給与に関する実施規程及び公	職員の給与等に関する条例等の一部を
		立学校教育職員等の給与に関する実	改正する条例の制定に伴い、所要の整備
		施規程の一部を改正する規程	をしたもの
第3号	31. 3. 29	職員の給与に関する実施規程の一部	行政組織規則の一部改正に伴い、所要の
		を改正する規程	整備をしたもの

第4号	31. 3. 29	口頭により開示請求をすることがで	人事委員会事務局の組織改正に伴い、所
		きる個人情報の指定の一部を改正す	要の整備をしたもの
		る告示	

#### ウ訓令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(平成31年) 第1号	31. 3. 29	人事委員会決裁規程の一部を改正す る訓令	人事委員会事務局の組織改正に伴い、所 要の整備をしたもの
第2号	31. 3. 29	人事委員会事務局職員服務規程の一 部を改正する訓令	人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則及び人事委員会事務局組織規則の改正に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	31. 3. 29	人事委員会公印規程の一部を改正す る訓令	人事委員会事務局の組織改正に伴い、所 要の整備をしたもの

#### (6) 条例・規則の制定に伴う意見等

## ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は 人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成30年度中に条例案について意見を提 出したものは次のとおりである。

щО	田したものがは次のとわりてある。				
意見提出 年月日	議案番号	件 名	意見		
30. 12. 6	(平成30年) 第143号議案	職員の給与等に関する条例等の 一部を改正する条例(特別職に係 る部分を除く。)			
31. 2. 19	(平成31年) 第29号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例中第1条、第2条、第5条及び第6条に係る部分)			

## イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成30年度中に協議を受けたものはなかった。

## 2 事務局

## (1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く(法第12条)。 事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

> (平成31年3月31日現在) - 総務課 - 総務審査班 - 職員課 - 任用班 - 給与班

## (2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計		
1人	15人	16人		

## (3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求 の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務などの仕事を行っている。

0,	·番宜、力惻奉	二十二	21世代第の職権行使、事務局の庶務などの仕事を行っている。
課名	班名		分 掌 事 務
総務課	総務審査班	1	人事委員会の会議に関すること。
		2	事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
		3	事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関すること。
		4	事務局職員の安全及び健康に関すること。
		5	公印の管守に関すること。
		6	文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
		7	予算、決算及び会計に関すること。
		8	物品の管理に関すること。
		9	広報に関すること。
		10	勤務条件に関する措置の要求に関すること。
		11	不利益処分についての審査請求に関すること。
		12	職員の苦情の処理に関すること。
		13	学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関すること。
		14	職員団体等に関すること。
		15	労働基準監督機関の職権行使に関すること。
		16	分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関すること。
		17	職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に
		B	<b>見する条例第13条の7の規定による事務に関すること。</b>

18	職員の退職管理に関すること。
19	他の課の所掌に属しないこと。

## (職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

課名	班名		分 掌 事 務						
職員課	任用班	1	職員の採用試験・選考に関すること。						
	給与班	1	給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。						
		2	等に関する報告及び勧告に関すること。						
		3	旅費の制度に関すること。						
		4	服務の基準に関すること。						
		5	厚生福利制度に関すること。						

#### Ⅱ 事業の概要

## 1 職員の任用

#### (1) 任用制度の概説

#### ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない(法第 15条)。

#### イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる(法第17条)。

#### ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる(法第17条の2)。

#### (2) 職員の採用

#### ア 競争試験による採用

平成30年度に実施した競争試験は行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者であり、受験者数は、計2,005人(行政A(大卒程度)856人、資格免許職419人、行政B(高卒程度)210人、経験者520人)となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

#### (7) 平成30年度の各競争試験の特徴と傾向

#### a 行政A(大卒程度)採用試験

全体では、受験者数856人に対し、最終合格者数は246人で、競争率は前年度を1.3ポイント下回る3.5倍となった。

このうち、一般事務職では422人が受験し、最終合格者数は108人で、競争率は前年度を2.8 ポイント下回る3.9倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の53.6%を5.6ポイント下回る48.0%となった。

#### b 資格免許職採用試験

全体では、受験者数419人に対し、最終合格者数は82人で、競争率は前年度を0.7ポイント下回る5.1倍となった。

#### c 行政B(高卒程度)採用試験

全体では、受験者数210人に対し、最終合格者数は43人で、競争率は前年度を2.4ポイント下回る4.9倍となった。

このうち、一般事務職では64人が受験し、最終合格者数は13人で、競争率は前年度を7.9ポイント下回る4.9倍となった。

#### d 経験者採用試験

全体では、受験者数520人に対し、最終合格者数は62人で、競争率は前年度を18.8ポイント下回る8.4倍となった。

このうち、一般事務職では406人が受験し、最終合格者数は38人で、競争率は前年度を25.9 ポイント下回る10.7倍となった。

## (イ) 平成30年度の各競争試験の日程

区 分	受付期間	筆記 試験日	筆記 試験地	面接 試験日	面接 試験地	最終合格 発表日
行政A(大卒程度) 採用試験	〈インターネット〉 30. 5. 21~30. 6. 4 〈郵送〉 30. 5. 21~30. 6. 4 〈持参〉 30. 5. 21~30. 6. 6	30. 6. 24	神戸市東京都	30.7.9 ~30.8.23 のうち指定す る2日	神戸市	30. 8. 31
資格免許職採用試験	〈インターネット〉 30. 5. 21~30. 6. 4 〈郵送〉 30. 5. 21~30. 6. 4 〈持参〉 30. 5. 21~30. 6. 6	30. 6. 24	神戸市東京都	30.7.20 ~30.8.28 のうち指定す る2日	神戸市	30. 9. 7
行政B(高卒程度) 採用試験	〈インターネット〉 30.8.2~30.8.28 〈郵送〉 30.8.2~30.8.28 〈持参〉 30.8.2~30.8.30	30. 9. 23	神戸市豊岡市	30. 10. 22 ~30. 10. 26 のうち指定す る1日	神戸市	30. 11. 7
経験者採用試験	〈インターネット〉 30. 9. 14~30. 10. 5 〈郵送〉 30. 9. 14~30. 10. 5 〈持参〉 30. 9. 14~30. 10. 9	30. 10. 28	神戸市東京都	30. 12. 1 ~30. 12. 9 のうち指定す る 1 日	神戸市	30. 12. 20

## (ウ) 平成30年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
行政A (大卒程度) 採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳~27歳(平成31年4月1日現在) ただし、児童福祉司及び心理判定員 は22歳~34歳 イ 21歳(平成31年4月1日現在)以下の 者で、4年制大学等を平成31年3月31 日までに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学 職にあっては、資格取得者(取得見込 者を含む。)に限る。	筆記試験 教養試験(技術系職種を除く。) 択一式45題(一部選択解答制)2時間30分 専門試験 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制)2時間 技術系職種(農学職、総合土木職を除く。) 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題(一部選択解答制)2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②及び集団討論) 適性検査

	1 保健師、栄養士、薬剤師、臨床検査	筆記試験
	技師、診療放射線技師は30歳以下(平	専門試験 択一式・記述式 2時間
	成31年4月1日現在)	論文試験 1題 1,200字 1時間30分
資格免許職	医療福祉相談員、理学療法士、作業	面接試験
<b>其俗兒計</b> 鹹 採用試験	療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯	口述試験(個別面接①及び個別面接②)
1木/打計場次	科衛生士、臨床工学技士は34歳以下	適性検査
	(平成31年4月1日現在)	
	2 資格取得者(取得見込者を含む。)	
	に限る。	
	1 18歳~21歳(平成31年4月1日現在)	筆記試験
	ただし、定時制・通信制高校在学中の	教養試験 択一式50題 2時間
	者(既に高卒以上の学歴を有する者を	専門試験
	除く。) に限り、18歳~30歳の者。	林学職 択一式40題 2時間
行政B	2 次の学歴を有する者は除く。	農学職、総合土木職
(高卒程度)	大学(短期大学を除く。)及びこ	択一式40題(一部選択解答制) 2時間
採用試験	れと同等と認められる大学校等を	論文試験 1題 1,200字 1時間30分
小刀匠侧大	ア 卒業した者	作文試験
	イ 在学期間(休学期間を除く。)が	事務系職種 1題 800字 1時間
	通算して2年を超える者	面接試験
	ウ 第3年次以上に現に在学し又は	口述試験(個別面接①及び個別面接②)
	在学したことがある者	適性検査
	1 25歳~34歳(平成31年4月1日現在)	筆記試験
	【 A区分 30歳~34歳 】	職務経歴書
経験者	【 B区分 25歳~29歳 】	論文試験 1題 1,200字 1時間30分
採用試験	2 環境科学職にあっては、資格取得者	面接試験
	(取得見込者を含む。)に限る。	口述試験(個別面接①、個別面接②及び集団討論)
		適性検査

## (エ) 平成30年度の各競争試験の実施状況

試験 区分	職種	採用予 定数	申込者数	筆記	試験	1次面	接試験	最終面 接試験	最終合 格者数	競争率 (A/B)	採用者 数	辞退者 数
		<i></i>	220	受験者 数:A	合格者 数	受験者 数	合格者 数	受験者数	: B	(14/2)	200	<i></i>
		人	人	人			人	人	人	倍	人	人
	一般事務職	80	626	422	389	364	206	193	108	3. 9	93	15
	警察事務職	15	115	74	53	50	34	33	17	4. 4	10	7
	教育事務職	26	131	107	93	90	60	59	30	3.6	23	7
	児童福祉司	8	27	20	20	19	16	15	9	2. 2	7	2
行	心理判定員	1	8	7	6	6	4	3	1	7.0	1	0
政 A	農学職	13	63	44	41	37	28	28	14	3. 1	14	0
A	林学職	7	26	18	16	15	14	13	9	2.0	8	1
大	水産職	4	25	17	16	15	8	7	4	4. 3	4	0
卒	環境科学職	3	13	8	8	8	7	6	4	2.0	4	0
程度	総合土木職	21	86	59	59	58	42	37	27	2. 2	22	5
$\sim$	建築職	3	17	9	8	8	6	6	3	3.0	2	1
	機械職	2	8	5	4	3	3	3	2	2. 5	0	2
	電気職	2	12	9	8	7	6	6	2	4. 5	2	0
	小中学校事務職	15	67	57	44	41	32	32	16	3.6	12	4
	小計	200	1, 224	856	765	721	466	441	246	3. 5	202	44
	保健師	8	21	16	16	16	14	14	9	1.8	6	3
	栄養士	5	90	76	20	20	11	11	5	15. 2	5	0
	薬剤師	21	74	61	61	58	46	45	24	2. 5	20	4
資	臨床検査技師	10	96	90	46	46	22	22	11	8. 2	11	0
格	診療放射線技師	6	57	54	27	27	12	12	6	9.0	6	0
ТП	医療福祉相談員	5	16	13	13	13	11	9	6	2. 2	5	1
免	理学療法士	5	29	27	24	23	12	12	6	4. 5	6	0
許一	作業療法士	2	5	4	4	3	3	3	0	_	0	_
計	言語聴覚士	3	10	8	8	8	6	6	3	2. 7	3	0
職	視能訓練士	1	9	9	6	5	4	4	1	9.0	1	0
	歯科衛生士	2	26	24	8	8	6	6	2	12.0	2	0
	臨床工学技士	9	44	37	37	35	18	17	9	4. 1	9	0
	小計	77	477	419	270	262	165	161	82	5. 1	74	8
	一般事務職	10	75	64	52			46	13	4.9	11	2
	警察事務職	5	53	43	32			32	9	4.8	8	1
行 政 B	教育事務職	7	50	44	32			32	8	5. 5	6	2
	農学職	2	5	5	5			5	3	1. 7	3	0
(高卒程度)	林学職	2	8	6	3			3	2	3.0	2	0
賃	総合土木職	2	12	7	4			2	2	3. 5	1	1
	小中学校事務職	5	46	41	24			24	6	6.8	5	1
	小計	33	249	210	152			144	43	4. 9	36	7

試験 区分	職種	採用予 定数	申込者数	筆記	試験	1次面	接試験	最終面 接試験	最終合 格者数	競争率 (A/B)	採用者 数	辞退者 数
区刀		足奴	奴	受験者 数:A	合格者 数	受験者 数	合格者 数	受験者数	16日 秋 : B	(A/ D)	奴	奴
	一般事務職A	20	332	229	90			80	24	9.5	20	4
	一般事務職B	10	281	177	45			42	14	12.6	11	3
	警察事務職A	1	18	15	9			9	3	5. 0	3	0
	警察事務職B	1	27	21	16			16	6	3, 5	5	1
経	農学職A	1	13	12	6			6	2	6.0	2	0
7,22	農学職B	1	6	4	4			3	1	4.0	1	0
験	林学職B	1	5	4	4			4	1	4.0	0	1
	環境科学職B	1	8	6	6			6	2	3.0	2	0
者	総合土木職A	2	13	6	6			5	2	3. 0	1	1
	総合土木職B	2	13	13	9			6	3	4.3	2	1
	建築職B	1	4	3	3			3	1	3.0	0	1
	小中学校事務職A	3	44	30	9			9	3	10.0	2	1
	小計	44	764	520	207			189	62	8.4	49	13
	合計	354	2, 714	2,005	1, 394			935	433	4.6	361	72

## (才) 警察官採用試験

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の9県との共同方式により、採用試験を実施した。

## a 平成30年度警察官採用試験実施状況(県内試験)

(人)

実施日	区分	採用予定	申込者数	1次試験	1次試験	2次試験	2次試験 最終合格		採用者数	辞退者数
天旭口	<u></u>	者数	中心有数	受験者数	合格者数	受験者数	者数	競争率	1木川有剱	叶赵伯奴
	男性A	361	1, 427	1, 149	791	685	248	4. 6	136	100
	男性B	205	1, 525	1, 250	841	745	231	5. 4	130	77
	女性A	35	339	277	127	110	54	5. 1	35	13
30. 5. 13	女性B	25	429	368	139	125	57	6. 5	32	11
30. 9. 16	情報処理	4	9	7	7	6	3	2. 3	1	2
31. 1. 20	心理相談	2	13	9	5	3	0	_	_	_
	武道A	0	7	7	6	6	6	1. 2	6	0
	武道B	8	1	1	0	_	_	_	_	_
	合計	640	3, 750	3, 068	1, 916	1, 680	599	5. 1	340	203

※採用者数及び辞退者数には、平成31年10月採用予定者の人数は含まれていない。

#### b 平成30年度警察官採用試験実施状況(県外試験)

(人)

実施日	区分	採用予定 者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
30. 5. 13	A	23	208	138	28	13	5	27.6	1	4
~	В	27	297	231	71	48	16	14. 4	0	16
31. 2. 5	合計	50	505	369	99	51	21	17. 6	1	20

<sup>※</sup>採用者数及び辞退者数には、平成31年10月採用予定者の人数は含まれていない。

#### イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を 行っている。

また、医師・歯科医師職1~2級、看護職1~4級の職員、警察官の警部以下の職の採用の選考 の権限は、各任命権者に委任している。

#### (7) 採用選考実施状況 (職級別)

人事交流や選考試験により人事委員会が平成30年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

#### a 行政職

 $(\mathcal{N})$ 

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(14) 14	1	1	2	3	1	2	3	1	0	(14) 28
教育委員会	(7) 7	0	0	0	7	13	1	1	0	0	(7) 29
警察本部	(4) 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(4) 4
病院局	(8) 8	0	(5) 5	(23) 23	(5) 6	0	0	0	0	0	(41) 42
計	(33) 33	1	(5) 6	(23) 25	(5) 16	14	3	4	1	0	(66) 103

<sup>※ ( )</sup> 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

#### b 研究職

(人)

						( ) <b>(</b> )
任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(2) 2	0	0	0	(2) 2
教育委員会	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
警察本部	0	(3)	0	0	0	(3)
計	0	(6) 6	0	0	0	(6) 6

※ ( ) 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

## (参考)平成30年度職員採用選考試験実施状況

(人)

実施日	職種	採用予定 者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
30. 6.17	獣医師	8	22	16	6	10
30. 7.14	産業技術職(食品・バイオ系)	1	14	1	1	0
	産業技術職(金属系)	1	7	1	1	0
	警察事務職(情報管理員)	1	2	1	0	1
	理化学職(化学)	1	25	1	1	0
	理化学職(心理)	1	16	1	1	0
	理化学職(物理)	1	4	1	0	1
	自動車整備士	1	3	1	1	0
	埋蔵文化財技師	2	27	2	2	0
	研究員(古生物学)	1	6	1	1	0
	海技職(知事)	1	2	0	_	_
	海技職(教育委員会)	2	1	1	1	0
	海技職(警察本部)	1	6	1	1	0
	医療情報職	2	7	2	2	0
30. 8.25	柏原赤十字病院職員を対象とする採	-	36	36	36	0
~26	用選考					
30. 11. 22	身体に障害のある人を対象とする採	8	14	7	7	0
	用選考(一般事務職、警察事務職、					
	教育事務職、小中学校事務職)					
31. 1.23	児童自立支援専門員	2	2	2	2	0
31. 2. 2	心理判定員	1	23	1	1	0
	機械職	2	10	2	2	0
	作業療法士	4	3	2	2	0
	警察事務職(情報管理員)	1	5	1	1	0
	理化学職(物理)	1	3	1	1	0
	学芸員(保存・修復)	1	1	1	1	0
	海技職(知事)	1	2	1	1	0
	海技職(教育委員会)	1	0			
	合 計	46	241	84	72	12

## c 医師·歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	0	0
病院局	26	9	35
警察本部	0	0	0
計	26	9	35

## d 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	4	0	4	4	12

#### (イ) 看護職採用選考試験 (病院局実施)

(人)

実施日	募集数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
30. 6.16	310	594	249	2.4	237	12
30. 8. 4	70	252	52	4.8	47	5
30. 8.25~26(**)	_	29	29	1.0	28	1
30. 10. 20	20	87	25	3. 5	23	2
31. 1.19	10	55	14	3. 9	13	1
合計	_	1, 017	369	2.8	348	21

(※) 柏原赤十字病院職員を対象とする採用選考

#### (3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

#### ア 説明会等の実施

#### (7) 大学等での試験説明会の開催

京阪神地域や、首都圏、中国・四国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施した。

- a 京阪神地域:平成30年度は延べ30カ所で開催し、812人が参加した。
- b 京阪神地域以外:平成30年度は延べ11カ所で開催し、124人が参加した。

#### (イ) 職員ガイダンスの開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明を行う採用説明会を実施し、それに加え職種別の業務説明や職場見学、現場見学を行うガイダンスを実施した。

女性のための兵庫県職員しごとガイダンスを初めて開催し、女性幹部職員の講演及び女性若手職員との意見交換会等を行った。

対 象	実施日	参加人数
行政A・資格免許職採用試験受験者対象 (東京開催・県市合同)	30. 4. 18	52人
行政A·資格免許職採用試験受験者対象	30. 11. 27 30. 11. 28	214人
臨床検査技師・診療放射線技師受験者対象	30. 5. 19	81人
行政B採用試験受験者対象	30. 8. 1	81人
経験者採用試験受験者対象(東京開催)	30. 9. 8	15人
女性対象(主に行政A・資格免許職受験者対象)	31. 3. 13	86人

#### (ウ) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区分	実施回数等	参加人数
	神戸市内 6回	
企業主催の就職説明会	大阪市内 7回	575人
	東京都内 3回	
<u>小数目子供がなった</u> が明合	神戸市内 4回	1,000
公務員予備校等での説明会	大阪市内 2回	208人

#### (I) 大学1~2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1~2 年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に職員が出向き、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。3校で実施し、248人が参加した。

また、県庁という職場を知ってもらうため、県庁内でキャリア講座や説明会を開催し、職場見学や先輩職員との質疑、本県業務の説明を行った。

#### (オ) 兵庫県職員リクルーターの派遣

リクルーターとして指定された若手職員が、自身の出身大学で実施される大学説明会に出向き、 兵庫県職員の魅力ややりがいを伝えることにより、県への就職意欲の喚起に努めた。平成30年度 では27人のリクルーターが大学説明会に出向き、653人が参加した。

#### イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や 兵庫県に関する情報提供を行っている。平成30年度は約13.1万件のアクセスがあった。

行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成30年度はこれによる申込者が2,139人で、申込者数全体の78,2%を占めた。

#### ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成30年度は12回の配信を行い、発行部数は約42,800部である。

## 2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。 本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

### (1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成30年4月1日に在職する職員(技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

### ア 調査項目

- (ア) 給料
  - a 年齢及び経験年数
  - b 給与決定上の学歴
  - c 適用給料表及び職務の級、号給
- (化) 諸手当

#### イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分	適用	平均	平均経験	学歴別人員構成比				性別構成	
給料表	人員(人)	年齢(歳)	年数 (年)	大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7, 363	43.8	22. 0	68. 6	7. 0	24. 3	0. 1	63. 6	36. 4
研究職	199	46. 5	23. 4	100.0	-	-	-	89. 9	10. 1
医師・歯科医師職	60	38.6	12. 3	100.0	-	-	-	65.0	35.0
看護職	3	46. 3	23. 3	_	100.0	-	_	0	100.0
警察職	11, 485	38.6	17. 5	52. 3	5. 0	42. 7	-	92.8	7.2
高等学校教育職	7, 716	43. 7	20.3	96. 1	2. 7	1. 2	_	61.3	38. 7
中・小学校教育職	16, 956	40.9	18. 1	94.8	5. 2	_	-	47. 6	52. 4
全給料表	43, 787	41.3	19. 0	79. 5	5. 0	15. 5	0.0	64.8	35. 2

<sup>(</sup>注) この表に示す人員の他、任期付研究員が2名、一般任期付職員が3名いる。(イ)において同じ。

#### (イ) 給料表別平均給与額

(円)

	一人当た				内 訳			
給料表	り平均	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手	その他の
	給与総額						当	手当
行政職	410, 990	340, 944	10, 279	28, 043	4, 753	15, 533	8, 688	2, 750
研究職	478, 787	396, 305	12, 945	30, 322	6, 094	20, 516	10, 066	2, 539
医師•歯科医師職	807, 996	398, 282	3, 300	72, 156	5, 542	6, 377	49, 393	272, 946
看護職	415, 900	326, 000	12, 167	31, 787	18, 667	16, 612	0	10, 667
警察職	398, 382	327, 695	14, 258	28, 986	4, 496	15, 423	1, 123	6, 401
		(16, 599)						
高等学校教育職	459, 920	383, 993	9, 108	27, 992	6, 369	11, 486	2, 669	18, 303
		(13, 541)						
中·小学校教育職	423, 092	360, 890	7, 644	24, 717	6, 011	7, 868	4, 986	10, 976
		(8, 169)						
計	421, 836	353, 103	10, 098	27, 063	5, 466	11, 833	4, 270	10,003

(注)() 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

## (2) 民間給与実態調査

#### ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成30年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象 平成30年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業 所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,147事業所
- (ウ) 対象職種 76職種(行政職相当職種22職種、その他の職種54職種)
- (エ) 調査人員 初任給関係1,569人(行政職に相当する調査実人員1,478人)、初任給関係以外の 調査職種19,663人(行政職に相当する調査実人員17,647人。なお、調査職種該当者(母集団)の 推定数は136,413人であり、行政職に相当するものは113,373人である。)
- (オ) 抽出方法
  - ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、474事業所を無作為に抽出した。
  - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽 出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

## イ 調査結果の概要

## (7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	20
製造業	179
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	65
卸売業、小売業	32
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	27
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	87
計	410

## (イ) 職種別給与額等(事務·技術関係職種)

	職種名	,	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) — (B)
支	店	長	52歳	785, 661円	664円	784, 998円
工	場	長	53歳	688, 508円	160円	688, 348円
事	務部	邪 長	52歳	612, 149円	4, 794円	607, 355円
技	術音	邪 長	53歳	680, 488円	2, 228円	678, 260円
事系	务 部	次 長	50歳	538, 816円	10,974円	527,842円
技行	桁 部	次 長	51歳	621, 484円	3, 373円	618, 111円
事	務調	果 長	49歳	530, 187円	8,556円	521,631円
技	術誌	果 長	48歳	570, 371円	16,630円	553,741円
事務	<b></b> 蔣課長	:代理	47歳	483, 020円	26, 446円	456, 573円
技術	<b></b> 京課長	:代理	45歳	519, 496円	14, 766円	504, 730円
事	務仿	系長	45歳	463, 102円	51, 330円	411,772円
技	術を	系長	46歳	502, 864円	73, 591円	429, 273円
事	務	È 任	41歳	402, 370円	64, 854円	337, 516円
技	術 🗄	主 任	42歳	486, 794円	100, 292円	386, 501円
事	務仿	系員	39歳	354, 097円	43, 123円	310, 974円
技	術を	系員	39歳	409, 372円	68, 357円	340, 835円

## (ウ) 学歴別初任給(事務・技術関係職種)

学歴	初任給月額
大学卒	205, 333円
短大卒	182, 254円
高校卒	167, 227円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

#### (エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,024円
配偶者と子1人	18,743円
配偶者と子2人	25,051円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

#### (3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月29日、議会及び知事に、職員の給与等について報告を し、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について」(24ページ~29ページ)のとおり。

## (4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
	・国の俸給表の改定内容に準じて引上げ	・勧告どおり (0.2%引上げ)
	(初任給は1,400円~1,500円、若年層は1,000円、	
給料表	その他は、400円の引上げを基本に改定)	
	・行政職5級において8号給増設	
	・平成30年4月1日から実施	
	・年間支給月数の引上げ	・勧告どおり
	(現行4. 40月→4. 45月)	
期末・勤勉手当	・平成30年4月1日から実施	
	・平成31年度以降は、期末手当の支給月数を平準化	
	(各期1.30月)	
	・医師に対する初任給調整手当の限度額を国に準じ	・勧告どおり
初任給調整手当	て引上げ	
	・平成30年4月1日から実施	
宿日直手当	・国に準じて改定	・勧告どおり
	・平成30年4月1日から実施	

#### 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について

#### 給与勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

- ~月例給、期末・勤勉手当ともに5年連続の引上げ~
  - ① 行財政構造改革による職員構成の変化等を検証のうえ、公民比較方法を見直し
  - ② 比較方法見直し後の公民較差〔99円(0.02%)〕は極めて小さいが、国や他の都道府県との均衡等を考慮し、国の改定内容に準じ、給料表を引上げ
  - ③ 期末・勤勉手当(ボーナス)を引上げ(0.05月分)

本委員会は、職員の給与等について以下のとおり報告をし、併せて給与の改定について所要の措置をとられるよう勧告した。

#### 1 公務と民間の給与水準の比較

#### (1) 公民比較方法の見直し(詳細は別紙参照)

公務と民間の給与を比較する要素のうち役職段階に着目し、平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、現時点で適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、本年の公民比較に反映した(公民較差への影響額: △8,435円)。

#### (2) 民間給与

公民比較方法の見直しにより、公務と比較する民間の役職段階を下位の区分に見直したため、公民比較上の民間給与が大きく減少した。

#### (3) 職員給与

これまで行財政構造改革による減額措置とされてきた地域手当の相当分を公民較差の算定に 含めたこと、昨年の公民較差を解消するため、期間を限定して実施された給料月額の加算措置 が本年3月で終了したこと等により、前年を大きく下回った。

#### (4) 公民較差(行政職)

民間の給与水準の変動に加え、(2)及び(3)の要因を含んだものとなった結果、給与抑制措置の影響分を除いた場合の比較では、職員給与は民間給与を99円(0.02%)下回った。

なお、管理職に対する給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与は民間給与を2,992円(0.74%)下回った。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A)-(B)	備考
40E 041 III	405, 142円	99円(0.02%)	給与抑制措置前
405, 241円	402, 249円	2,992円 (0.74%)	給与抑制措置後

#### (5) 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績を比較したところ、職員の支給月数が民間の支給月数を0.06月分下回った。

民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A) - (B)
4.46月	4.40月	0.06月

#### 2 職員の給与の改定

#### (1) 給料表

公民較差〔99円(0.02%)〕は極めて小さく、本来、給料表の改定等には至らない数値であるが、本県においては、従来から国に準じた給料表を採用しており、特に初任給や若年層の給与水準について、国や他の都道府県との均衡を考慮する必要がある。

また、今回の公民比較方法の見直しが、職員の給与水準を決定する公民較差に相当程度の影響を及ぼすことも考慮し、本年においては、次のとおり改定を行う。

- ① 国の俸給表の改定内容に準じて引上げ(平均改定率: 0.2%) 初任給は1,400円~1,500円、若年層は1,000円、その他は400円の引上げを基本に改定
- ② 職員の在職実態を踏まえ、行政職5級において8号給増設

#### (2) 特別給(期末·勤勉手当)

年間支給月数の引上げ:現行4.40月分→4.45月分(勤勉手当を+0.05月)

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
共品エル	0.925月	0. 925月	1.85月
勤勉手当	(漿0.900月)	(琥0.900月)	(漿1.80月)
⇒I.	2. 150月	2. 300月	4. 45月
計	(新2.125月)	(新2.275月)	(颗4.40月)

※平成31年度以降は、期末手当の支給月数を平準化(各期1.30月)

#### (3) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の限度額を国に準じて引上げ

#### (4) 宿日直手当

国に準じて改定

#### (5) 改定の実施時期

平成30年4月1日より実施。

#### 〔参考〕 職員1人当たりの改定状況

(行政職:平均年齡43.8歳、平均経験年数22.0年)

	月例給与	期末•勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	394, 526円	4.40月	6, 503, 000円	27,000円
改定後	394, 959円	4.45月	6,530,000円	(0. 42%)

#### 3 人事行政における諸課題

#### (1) 人材の確保及び育成

ア 多様で優秀な人材を確保するため、次の取組を進める。

- ・女性を対象とした新たな職員ガイダンスを開催するなど、広報活動を一層強化
- ・障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、身体障害者を積極的に採用
- ・確保が困難な獣医師について、受験年齢の見直しや適切な処遇のあり方等を検討

イ 女性活躍を一層推進するため、女性職員の職域拡大、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、引き続き具体的取組を進める必要がある。

- ウ 職員の育成・能力開発と組織の活性化に向け、人事評価結果を評価者が被評価者と共有し指導・ 助言を行うなど、能力と実績に基づく人事管理に努める必要がある。
- エ 人材確保及び育成を中長期的視点で総合的に推進するため、新たな「人材育成基本方針」を策定する必要がある。

#### (2) 働き方改革と勤務環境の整備

#### ① 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ア 知事部局等においては、「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」に基づくこれまで の取組の検証を行い、実効ある超過勤務の縮減を着実に進める必要がある。
- イ 教員については、長時間勤務の改善が喫緊の課題との認識のもと、県教育委員会において、 適切な勤務時間の把握やそれを踏まえた対策、数値目標の設定等の取組を進めていく必要が ある。また、本委員会としても、勤務時間の縮減に向けた実効性の上がる取組が強力に推進 されるよう、必要に応じ、県教育委員会との意見交換を進める。
- ウ 年次休暇の取得促進については、計画的な休暇取得等に引き続き取り組む必要がある。また、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置に配慮する必要がある。

#### ② 仕事と家庭の両立支援の充実

- ア 在宅勤務制度やフレックスタイム制、本年10月から試行の「勤務時間の弾力化」等の制度 について、ワーク・ライフ・バランス推進の有効な取組の一つとなるよう、両立支援のため の休暇制度の積極的な活用とあわせ、さらなる制度の運用を検討する必要がある。
- イ ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康管理等の観点から、長距離・長時間通勤への対応について、検討する必要がある。

#### ③ 職員の健康管理

ア 心の健康対策について、個別事例にきめ細かく対応するとともに、ストレスチェック制度 の集団分析結果を活用した職場環境の改善を進める必要がある。

イ ハラスメント防止に向けた取組を一層進める必要がある。

#### (3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

#### ① 雇用と年金の接続

ア 60歳を超える職員の勤務形態の在り方について、定年延長に係る国の動向を注視するとともに、 現行の再任用制度の状況を考慮のうえ、必要な検討を行う。

イ 再任用職員について、士気を維持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう、職員の希望 にも配慮した配置に取り組む必要がある。

#### ② 臨時・非常勤職員の任用等

会計年度任用職員制度への移行を図る改正地方公務員法の施行に向け、多種多様な臨時・非常勤職員の勤務実態を踏まえたうえで、適正な任用、服務、給与その他の人事行政に関する制度の構築を進める必要がある。

#### 5 おわりに

公民比較方法の見直しは、行財政構造改革の目標年度を迎えるにあたり、改革期間における様々な状況変化を踏まえ検証を行った結果であり、本委員会としては、見直しの時期や内容について、適切なものと考えている。

一方、この間、定員削減と給与抑制措置という、厳しい改革に直面してきた職員にとっては、今回の 見直しが自らの給与水準に大きな影響を及ぼすものであるだけに、心情的に受け入れ難いとの意見があ ることも承知しており、こうした意見は真摯に受け止める。任命権者にも十分に認識していただきたい。

さらに、今回の検証等でも明らかになったように、行政職においては、職務・職責の範囲を超えて業務に従事しているケースが生じていることや、中堅層の職員数が減少し、年齢構成の平準化が必要となるなど、職員構成について様々な課題が生じている。

行政サービスを的確に提供する業務執行体制の確保という面だけでなく、給料表に規定する職務の級と実際の職務・職責との適切な対応という観点からも、任命権者において、職員の採用や班編成等の組織検討を通じ、早期にこれらの課題の解決に向けた取組を進める必要がある。

本委員会においては、今回の見直しは、本県行政職の現状を客観的・外形的にとらえた当面の措置とし、今後も、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法のあり方について検討していきたい。

本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から、10年余にわたり実施されてきた行財政構造改革による給与抑制措置は、管理職については継続、一般職については平成29年度末で解消とされているが、今後の給料及び諸手当等の検討にあたっては、この間の経緯を常に念頭に置きながら、職員のモチベーションの維持・向上に十分配慮されるよう、要請する。

#### 公民比較方法の検証について

#### 検証のポイント

- 公務と民間の給与を比較する要素のうち役職段階に着目し、現行の対応関係を定めた平成18 年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、現時点で適切な対応関係となるよう、従来の比較方法 を見直し、本年の公民比較に反映
- 公務と比較する民間の役職段階を下位の区分に見直したため、公民比較上の民間企業給与が減少し、公民較差を引き下げ(公民較差への影響額: △8,435円)

#### 1 検証方法

公務と民間の給与を比較する要素(役職段階、勤務地域、学歴、年齢)のうち、「役職段階」については、業務内容や規模、組織づくりの考え方などによって様々であり、形式的な職名をもって単純に比較できない。このため、構成員数等の客観的な指標により、民間の役職者の要件(例:部長 構成員20人以上の部の長)を定め、公務の役職者と比較している。

今回の検証では、公務の役職者の平均部下数等の状況が、民間の役職者の要件と均衡しているかについて、確認を行った。

#### 2 職員構成の変化(平成18年との比較)

4級:職員数、構成比とも大きく減少(△1,487人(7割減))、△11.9 ポイント(各級で最大))

5級:職員数、構成比とも大きく減少(△1,884人、△8.2 ぱ 心ト)

6級:構成比は増加(+5.0 ポイント)、1人あたりの下位級の職員数は減少(4.1人→2.9人)

#### [級別職員数(行政職給料表)]

		2級	3級	4級	5級	6級
H30	職員数	791人	652人	612人	2,547人	1,614人
(a)	構成比	10.7%	8.9%	8.3%	34.6%	21.9%
H18	職員数	255人	394人	2,099人	4,431人	1,753人
(b)	構成比	2.5%	3.8%	20.3%	42.8%	16.9%
比較	職員数	536人	258人	△ 1,487人	△ 1,884人	△ 139人
(a-b)	構成比	+ 8.3pt	+ 5.1pt	△ 11.9pt	△ 8.2pt	+ 5.0pt

		7級	8級	9級	10級	特10級	計
H30	職員数	702人	307人	106人	30人	1人	7,362人
(a)	構成比	9.5%	4.2%	1.4%	0.4%	0.0%	100.0%
H18	職員数	848人	437人	111人	33人	1人	10,362人
(b)	構成比	8.2%	4.2%	1.1%	0.3%	0.0%	100.0%
比較	職員数	△ 146人	△ 130人	△ 5人	△ 3人	0人	△ 3,000人
(a-b)	構成比	+ 1.4pt	△ 0.0pt	+ 0.4pt	+ 0.1pt	+ 0.0pt	

#### [下位の級との職員数比率(行政職)]

	6級	7級	8級	9級	10級
H30本県	2.9人	8.9人	22.5人	68.2人	244.4人
H18本県	4.1人	10.5人	22.4人	92.0人	313.0人
H30 国	4.8人	7.5人	35.4人	62.3人	105.7人
H29全国	5.0人	10.2人	44.3人	121.6人	244.3人

#### 3 対応関係の検証

## (1) 行政職 6 級以上(企業規模 500 人以上)

| 6級 本庁の班長・主幹の平均部下数は2.5人で、民間の課長代理の部下要件(4人以上)を下回ることから、対応関係を「課長代理(部下4人以上)」から「係長(部下あり)」へ見直し

4	公務の役職	平均部下数	対応関係	民間の役職	部下要件
10級	本庁の部長	209.2人	<b>←</b>	部 長	20 人以上
9級	本庁の局長	76.0人	<b>←</b>	課長	10 / 12
8級	本庁の課長	14.9 人	<b>←</b>	菜 文	10 人以上
7級	本庁の副課長	9.3人	<b>←</b>	課長代理	4人以上
<u>6級</u>	本庁の班長・主幹	<u>2.5人</u>	<b>*</b>	珠女八连	4 八以上
				係 長	部下あり

#### (2) 行政職 5 級以下(企業規模 500 人以上)

4級 班員の最上位の級は5級以上が95.7%で、4級の職員が部下を有するとは認められないため、対応関係を「係長(部下あり)」から「主任(部下なし)」へ見直し

3級 4級の見直しに伴い、職名を持たない2級及び3級の対応関係を係員に統一するため、 対応関係を「主任」から「係員」へ見直し

職務の級	班員の最上位級の割合	_	班 長	
5級以上	95. 7%		班員	
4級	2.1%	<b>├</b>		班 員 班 員
2級又は3級	2. 2%			)

#### (3) その他(企業規模500人未満)

6級 企業規模500人以上の対応関係を基本に、一定の段階差(一段階上位又は同位の役職段階)を維持するため、2段階以上乖離する企業規模100人以上500人未満の対応関係を「課長」から「課長代理」へ見直し

#### 4 見直し後の対応関係

検証の結果、公民比較の対応関係を下表のとおり見直し、本年の報告・勧告から適用

公	務	民 間				
職務	役 職		企業規模 500 人 以上の事業所		100 人以上 端の事業所	企業規模 50 人以上 100 人
の級	1文 400	現行	見直し後	現行	見直し後	未満の事業所 (変更なし)
特 10 級 10 級	理事	部長等	部長等			
9級	局長	課長	課長	部長等	部長等	
8級	課 長	IX IX	IX IX	HIVE 47	HIX 47	部長等
7級	副課長	課長代理	課長代理	課長	課 長	即及守
6級	班長・主幹	株文 八生	G E	床 艾	細巨小畑	課長
5級	主査	校 巨	係長	課長代理	課長代理	課長代理
4級	主 任	係 長	主 任	係 長	係 長	係 長
3級		主任	係 員	主 任	主 任	主 任
2級	職員	係 員	係員	係 員	係 員	係 員

#### 3 職員の利益保護

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

#### ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和39年人事委員会規則第15号)に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

#### イ 平成30年度の処理状況

平成30年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

	平成29年度末	平成3	0年度	平成30年度末
区分	(30. 3. 31)	新規要求件数	終結件数	(31. 3. 31)
	係属件数	利税安水件级	於紹子子多久	係属件数
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

#### ウ 平成30年度の終結事案の概要

該当なし

#### (2) 不利益処分に関する審査請求

#### ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則(平成10年人事委員会規則第7号)に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

#### イ 平成30年度の処理状況

平成30年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりであり、係属案件が1件、新規請求が2件で、3件が平成31年度へ繰越しとなった。

			平成29年度末 平成30年度		0年度	平成30年度末	平成30年度
区分			(30. 3. 31)	==-1>//-1-*/-	<b>♦</b> ₽ <b>♦</b> ± <i>11</i> + <b>*</b> <i>k</i> -	(31. 3. 31)	口頭審理
			係属件数	請求件数	終結件数	係属件数	開催回数
分	免	職					
限	休	職					
処	降	任					
分	降	給					
懲	免	職		2		2	1
戒	停	職	1			1	
処	減	給					
分	戒	告					
そ	その他						
	計		1	2		3	1

#### ウ 平成30年度の終結事案の概要

該当なし

#### (3) 職員の苦情の処理

#### ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、 これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

#### イ 平成30年度の処理状況

平成30年度の苦情相談は次のとおりである。

			相談	内 容		
相談件数	任用	給与	勤務条件·服 務	執務環境	パワハラ・セ クハラ等	その他
15	2	1	2	3	6	1

#### (4) 分限処分及び懲戒処分の状況

#### ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、 法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関す る規則(昭和35年人事委員会規則第16号)第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写し を提出することとなっている。

#### イ 平成30年度の処理状況

平成30年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分1件、懲戒処分45件であった。

	知事		事	教育委員会		警察本部長		計	
		29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
$\wedge$	免 職	0	0	1	0	0	1	1	1
分限	休 職	0	0	0	0	0	0	0	0
処	降 任	0	0	0	0	2	0	2	0
分	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0
ガ	計	0	0	1	0	2	1	3	1
懲	免 職	0	0	2	10	0	1	2	11
	停 職	2	1	2	7	4	3	8	11
戒 処 分	減 給	9	0	12	13	5	1	26	14
	戒 告	1	1	6	8	2	0	9	9
	計	12	2	22	38	11	5	45	45
É	合 計	12	2	23	38	13	6	48	46

#### 4 職員団体

#### (1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。 登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること(法第53条第2項)、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること(法第53条第3項)、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること(法第53条第4項)である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない(職員団体の登録に関する条例第4条第1項)。

#### ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

			(平成31平3月	
職員団体名	登録年月日	組織	後の別	法人格取
机关门体力	显 外十万 口	連合体	単位団体	得の有無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		$\circ$	0
兵 庫 県 教 職 員 組 合	昭41.10.4	0		0
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		$\circ$	0
兵庫県学校事務労働組合	昭56. 4.23		0	0
兵庫県自立教育労働者組合	昭57. 4.20		0	
兵庫県教職員連盟	昭63. 2.23	0		
加印教職員組合	平 2. 2. 8		0	0
兵庫高等学校教職員組合	平 2. 3.12		$\circ$	0
但 馬 教 職 員 組 合	平 2. 3.12		0	0
兵 庫 教 職 員 組 合	平 2. 3.12	0		0
丹 有 教 職 員 組 合	平 2. 5.10		$\circ$	
淡路教職員組合	平 2. 7. 2		0	
北播教職員組合	平 2. 7. 2		0	0
全教兵庫教職員組合	平25. 1.16		$\circ$	0
揖 龍 教 職 員 組 合	平31. 3. 8		0	0
神崎教職員組合	平31. 3. 8		0	0
赤相教職員組合	平31. 3. 8		0	0
多可町・西脇市教職員組合	平31. 3. 8		0	0

#### イ 登録の状況

平成30年度における登録状況は次のとおりである。

				変更届	届出内訳	
登録団体数	新規登録申請 件数	変更届出件数	変更届出件数 規約	登録事項		
			/አይሉን	名称	所在地	役員
18	4	6	0	0	0	6

#### (2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない(法第52条第3項)。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則 第9号)で定めており、平成30年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成31年3月31日現在)

<del> </del> -{	(十)及31年3月31日が江)
機関	職
議会事務局	1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長 (行政職7級の者
	に限る。) 主幹(秘書又は人事労務を担当する者に限る。)
	2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事 本庁	1 防災監 技監 理事 会計管理者 部長 専門職大学準備室長
部局	観光監 局長 知事室長 計画監 出納局長 公館長 住宅参事
	監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個
	人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官
	主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員
	(人事労務を担当するものに限る。) 副課長 副室長 企画官
	班長(行政職7級の者に限る。) 主幹(人事労務を担当する者に
	限る。) 研究参事 副隊長
	2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及
	び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社
	会福祉局社会福祉課の総務調整班長産業労働部政策労働局産業
	政策課の総務班長 会計課の総務・システム班長
	3 秘書課の班長及び主幹
	4 財政課の班長及び主幹
	5 税務課の管理班長
	6 人事課の班長、主幹、主査及び主任
	7 職員課の班長、主幹、主査及び主任(いずれも職員団体に関す
	る事務を担当するものに限る。)
	8 管財課の班長及び主幹(庁舎管理又は車両管理を担当するもの
	に限る。)
	9 水産課の船長
兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐
県立男女共同参画センター	所長 副所長
1	I

県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 副センター長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 次長 参事 事務所長 福
	社室長   但馬長寿の郷長   消費生活センター長   農業改良普及セン
	ター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の
	郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災課長 班長 (人事労務を担当するものに限る。)
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 所長補佐 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
消費生活総合センター	所長 次長 部長 所長補佐 企画研修課長
広域防災センター	1 センター長 部長 次長 所長補佐 管理課長
	2 消防学校長 副校長
県立健康科学研究所	所長 副研究所長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	こども総括監 所長 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長
	2 動物管理事務所長
	3 支所長 所長補佐
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長
III 1.11	2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立神戸高等技術専門学院	学院長副学院長総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長副学院長総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 所長補佐
県立農林水産技術総合センタ	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長 2 農業大学校の校長及び副校長
	3 技術センターの所長、部長、部次長、病害虫防除所長、但馬水
	3 技術センターの所長、部長、部次長、病害虫の除所長、但馬水 産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及
1	ı /宇Tx ハリ にノク / トリ 以、ドリハ、Bl/忠未 にノク  ̄川 Íz、 fill/lifz、 fili Iz 以

	家畜	保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 衛生課長
	県立	森林大学校	校長 副校長 総務課長
	森林	動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長
	県立淡路景観園芸学校		学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長
教育	事	本庁	1 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長(行政職7級の者
委員	務		に限る。) 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主
会	局		幹(人事労務を担当するものに限る。)
			2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査(秘書又は
			人事労務を担当するものに限る。)及び人事班の主任
			3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長
			4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事
			班長 (人事労務を担当するものに限る。) 管理主事
	県立	学校	1 校長 副校長 教頭 事務長
			2 分校長
			3 船長
	県立	特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
	県立	南但馬自然学校	校長 副校長 総務課長
	県立	但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
	県立	教育研修所	所長 部長 総務課長
	県立		館長 副館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立	ニコウノトリの熱公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長
	県立	考古博物館	館長 副館長 部長 館長補佐 総務課長
選挙管	<b>管理</b>	<b>美員会事務局</b>	書記長
人事委員会事務局		事務局	局長 課長 副課長 班長 主幹 主査
監査	監査委員事務局		局長 次長 課長 副課長 班長 主幹
労働	労働委員会事務局		1 局長 次長 課長 参事 副課長
			2 総務調整課の総務調整班長
収用多	委員会	<b>宇</b> 務局	局長 班長
瀬戸	<b>卜海淮</b>	再区漁業調整委員会事務局	局長 次長
/		知事が足しは 知事の結	

- 備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。
  - 2 本庁とは、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第2章及び兵庫県教育委員会行政組織 規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第2章に規定する組織をいう。

#### 5 労働基準監督機関の職権行使

#### (1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び船員法(昭和22年法律第100号)が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う(法第58条第5項)。

平成31年3月31日現在、県の事業場は352事業場であり、人事委員会の所管が315事業場、労働局・ 労働基準監督署の所管が37事業場となっている。

(平成31年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名
	第12号(教育·研究)[188]	知事[15] 教委[172]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災セクー 県立健康科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術セクー 県立ものづくり大学校 県立 但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発 校 県立農林水産技術総合セクー 県立森林大学校 森林動物研究セクー 県立淡路景観園芸学校 県立学校(162) 県立特別支援教育セクー 県立南但馬自然学校 県立但 馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴 史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考 古博物館
人事委員会 [315]	別表第1に該 当しない官公 署 [127]	警察[1] 知事[54] 教委[7] 警察[58] その他[8]	警察学校 本庁 (職員健康管理セッターを含む。) 兵庫県民総合相談セッター 県立男女 共同参画セッター 県民局 (事務所及び但馬消費生活セッターを除く。)(7) 県民セッター (事務所を除く。)(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(11) 但馬消費生活セッター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 消費生活総合セッター こども家庭セッター(5) 女性家庭セッター 食肉衛生検査セッター 動物愛護セッター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉セッター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3) 事務局本庁 教育事務所(6) 本庁 機動捜査隊 機動パートール隊 鉄道警察隊運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(49)議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局(2)
基労準働	第3号(土木・ 建設) [15]	知事[15]	土木事務所(13)   尼崎港管理事務所   姫路港管理事務所
平監督署   [37]	第13号(保健 衛生)[22]	知事[14] 教委[8]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭セクー保護第1課・保護第2課 県立明石学園 特別支援学校寄宿舎(8)

- (注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。
  - 2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管
  - 3 []内は事業場数

#### (2) 労働基準法等に基づく職権行使

#### ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成30年度に行った許認可及 び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定② 時間外労働・休日労働に関する協定届② 宿日直勤務許可② 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定⑤ 機械等の設置届2件

#### イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法 等の関係法令の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、平成30年度は105事業所について 書面調査を行い、うち3事業場について、委員による現地調査を実施した。

その結果、宿直・日直勤務、有害業務、特定機械等、衛生管理体制、休養室の設置、長時間勤 務者に対する医師の面接指導について、違反する事業場に対して指導を行った。

また、知事部局、教育委員会、警察本部に対する本庁調査を実施し、各任命権者から職員の健康管理に関して報告を受けるとともに、超勤縮減対策、勤務時間の把握、衛生委員会の開催、ストレスチェック等について、質疑応答を行った。

#### 6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の 組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事 務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼する こと(働きかけ)が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を 実施し、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する こととなっている。

平成30年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

#### 7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関(当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関)は、職員の退職手当に関する条例等の規定に基づき、退職した職員又はその遺族に対して、退職後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができ、その場合は、あらかじめ人事委員会の意見を聴くこととなっている。

平成30年度の諮問は0件であった。